

「なかの区報」10月5日号に
配慮が不十分な表現があり
ました

広報係 / 4階
☎(3228)8805 FAX(3228)5645

表紙の表現について、外国人の
方がごみの分別ができていないと
誤解を与えるのご指摘をいただき
ました。不快な思いをさせてしま
った方がいらっしやることを深く
お詫びいたします。

この号の特集は、ごみと資源の
分別ルールを一人暮らしの方や外
国籍の方、子育て家庭など、さま
ざまな方に分かりやすい内容で伝
えることを意図して作成しました。
しかしながら、特定の属性の方
だけが分別方法を理解していない
かのような印象を読んだ方に与
えてしまう恐れがあることに配慮
が足りていませんでした。

今後は特集記事の意図をより明
確にお伝える紙面づくりに努め
ます。

感染症を予防するために

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いています。また、これからの時期は、インフルエンザの流行が予想されます。感染症予防の基本は、こまめな「手洗い」と「うがい」です。帰宅後には忘れずに行いましょう。

効果的な手洗い方法



① せっけんを泡立て、
手のひらをよくこする



② 手の甲をのばすよう
にこする



③ 指先・爪の間を念入
りにこする



④ 指の間を洗う



⑤ 親指と手のひらをね
じり洗いする



⑥ 手首も忘れずに洗う

⑦ 十分にせっけんを洗い流し、清潔なタオルや
ペーパータオルで拭き取って乾かす



絶対やめよう

危険ドラッグ

医薬環境衛生係(中野区保健所)
☎(3382)6663 FAX(3382)6667

使用すると抜けられない 悪循環に

一度でも使用すると、やめられ
なくなります。多幸感をもたらす
一方、効果が切れると不安や疲労
感などの症状が起こり、何度も
使用したくなる依存性と、それま
での量では効かなくなる耐性がで
き、悪循環にはまってしまう。

断る勇気を持ちましょう

危険ドラッグを使用すると、自
分の心と体を壊すだけでなく、家
族や友人を巻き込み、人生を台無
しにします。手を出さないために
は「正しい知識」と「断る勇気」が
必要。絶対に使用はやめましょう。

危険ドラッグの所持・ 使用は犯罪です

医薬品医療機器等法に基づく指
定薬物に該当する危険ドラッグは、
製造、販売、所持、使用、購入等が
禁止されています。また、都条例
でも、都知事が指定した薬物を含
む危険ドラッグの所持、購入、使用
等が禁止されています。

子育て家庭と区長の タウンミーティング

子ども政策調整係 / 5階
☎(3228)5605
FAX(3228)5679

子育て
カフェ

子育て中のみなさんの意見を区長がお聞きします。子ども・
子育てに関するさまざまなことを気軽に語り合ひましょう。

お子さんと一緒に参加できます。当日直接会場へ。

対象 区内で子育て中の保護者

日時 11月12日(木)午前11時～午後0時30分

会場 かみさざり児童館(上鷲宮3-9-19)

☆午前10時30分～11時に
は、図書館職員による絵本の
読み聞かせがあります



▲昨年の実施結果を
ご覧になれます



区HPにはこちら
からアクセス▶



猫の管理に責任を持ちましょう

衛生環境係(中野区保健所)
☎(3382)6662 FAX(3382)6667

「猫に毎日ふんや尿をされる」「増えて困る」という相談が、保健所へ多く寄せられています。適切に管理し、近隣の方に迷惑を掛けないようにしましょう。

猫を飼っている方へ

- 室内で飼いましょう。感染症やけがなど猫自身の危険を防ぐ他、ふんや尿による迷惑を避けることができます。
- 身元表示をしましょう。マイクロチップや首輪の迷子札で、逃げても見つかりやすくなります。
- 不妊・去勢手術をしましょう。妊娠を防ぐだけでなく、おとなしくなり室内飼いがしやすくなります。

備えてますか ペットの防災用品

日頃から、非常用持ち出し袋にペット用の必需品を用意しましょう。

- 例**
- ・ペットフードと水(5日分)
 - ・ペット用の食器・首輪・トイレ用品 など

飼い主がいけない場合は

動物愛護管理法に基づいた、次の①～③の管理基準があります。周辺地域の住民の十分な理解の下、生活環境に配慮して「地域猫」として管理しましょう。

- ①不妊・去勢手術をする
- ②ふんや尿を適切に処理する(トイレの準備など)
- ③環境に配慮して餌を与える(置き餌はせず、食後は周囲を清潔に)

近隣のみなさんもお協力を

地域猫活動は、ボランティアと地域が相互理解の上で協力し、責任を持って取り組むことが大切です。区HPから、「中野区飼い主のいない猫対策ガイドライン」をダウンロードできます(中野区保健所でも配布)。近隣のみなさん、ご理解・ご協力をお願いします。☆町会・自治会で取り組む地域猫活動には、区の助成制度を利用できます(今年度は募集終了)